

消費税法 解答速報

問 1

(1)について

イ 対象となる取引及び適用を受けるための要件

① 輸出取引等の範囲（5点）

- (a) 本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け
- (b) 外国貨物の譲渡又は貸付け（(a)に該当するものを除く。）
- (c) 国際運輸又は国際通信
- (d) 専ら(c)の輸送の用に供される船舶又は航空機の譲渡、貸付け又は修理で一定のもの
- (e) 上記に掲げる資産の譲渡等に類するものとして一定のもの

② 適用要件（1点）

この規定は、その課税資産の譲渡等が輸出取引等に該当するものであることにつき、証明がされたものでない場合には、適用しない。

③ 証明方法（4点）

(a) 貨物の輸出の場合

- ㊶ 郵便物以外の貨物の輸出の場合は税関長の輸出許可書
- ㊷ 郵便物（その価格が20万円を超えるもの（寄贈物品等であるものを除く。）等を除く。）

として輸出する場合は、輸出の事実を記載した帳簿又は書類

- (b) 国際輸送、国際通信、国際郵便又は国際信書便である場合は、その事実を記載した帳簿又は書類
- (c) (a)、(b)に掲げるもの以外のものについては、契約書その他の書類で輸出取引に該当するものであることについての事業等が記載されているもの

問 1 (続き)

ロ 輸出免税制度が採用されている理由 (4点)

消費地課税主義の原則及び国際競争力の低下防止のために、課税取引でありながらも国外で消費されるものについては、消費税を免除することとしている。

問 1 (続き)

(2)について
① 概要 (2点)
資産の譲渡等に該当しないものであっても、控除対象仕入税額の計算上、課税資産の譲渡等に係る輸出取引等に該当するものとみなされるものは、国外における資産の譲渡等又は自己の使用のため、資産を輸出した場合である。
② 資産の国外移送
(a) 内容 (2点)
事業者 (免税事業者を除く。) が国外における資産の譲渡等又は自己の使用のため、資産を輸出した場合において、その資産が輸出されたことにつき証明がされたときは、その証明がされたものは、課税資産の譲渡等に係る輸出取引等に該当するものとみなして、仕入れに係る消費税額の控除の規定を適用する。
(b) 課税売上割合 (2点)
資産の輸出に該当するものに係る資産の価額に相当する金額 (本船甲板渡し価格) は、資産の譲渡等の対価の額の合計額及び課税資産の譲渡等の対価の額の合計額にそれぞれ含まれる。
(c) 適用除外 (3点)
有価証券、支払手段、金銭債権の輸出は、国外移送の場合の資産の輸出には含まれない。
(d) 証明方法 (2点)
輸出許可書等の書類又は帳簿を整理し、その資産の輸出をした日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地又は事務所等の所在地に保存することにより証明する。

問2

(1)について
イ 簡易課税制度の適用要件（2点）
事業者（免税事業者）が、その納税地の所轄税務署長にその基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間について簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、その届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、原則にかかわらず、簡易課税制度の計算方法により計算した金額の合計額とする。
ロ 簡易課税制度選択届出書の提出が制限される場合（3点）
簡易課税制度の適用を受けようとする事業者は、次のいずれかに該当するときは、調整対象固定資産又は高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、簡易課税制度選択届出書を提出することができない。
① 調整対象固定資産の課税仕入れ等を行った場合の課税事業者選択不適用届出書の提出制限を受けるとき
② 新設法人又は特定新規設立法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間中に調整対象固定資産の仕入れ等を行ったとき
③ 高額特定資産の課税仕入れ等を行った場合（①、②に該当する場合を除く。）
ハ Aの翌課税期間における簡易課税制度の選択（2点）
Aは、本年末までに所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出していることから、翌課税期間から簡易課税制度を適用することができるが、翌課税期間の基準期間における課税売上高が
$(2,500 \text{ 万円} + 3,000 \text{ 万円}) \times \frac{100}{108} = 50,925,925 \text{ 円}$ となり、5,000万円を超えることから簡易課税制度を選択することはできない。

問2 (続き)

(2)について
① 事業の意義 (6点)
(a) 第一種事業…卸売業 (他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業) をいう。
(b) 第二種事業…小売業 (他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業で(a)の事業以外のもの) をいう。
(c) 第三種事業…次の事業 ((a)(b)の事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業を除く。) をいう。
① 農業 ② 林業 ③ 漁業 ④ 鉱業 ⑤ 建設業
⑥ 製造業 (製造した棚卸資産を小売する事業を含む。)
⑦ 電気業、ガス業、熱供給業及び水道業
(d) 第五種事業…次の事業 ((a)~(c)の事業に該当するものを除く。) をいう。
① 運輸通信業
② 金融業及び保険業
③ サービス業 (飲食店業に該当するものを除く。)
(e) 第六種事業…不動産業 ((a)~(d)の事業に該当するものを除く。) をいう。
(f) 第四種事業…(a)~(e)までの事業以外の事業をいう。
② みなし仕入率 (完答 4点)
(a) 第一種事業…90%
(b) 第二種事業…80%
(c) 第三種事業…70%
(d) 第四種事業…60%
(e) 第五種事業…50%
(f) 第六種事業…40%

問2 (続き)

(3)について
① 計算方法 (2点)
その課税期間の課税資産の譲渡等 (特定資産の譲渡等に該当するもの及び輸出免税等を除く。)に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額からその課税期間における売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額にみなし仕入率を乗じて計算した金額
② みなし仕入率
イ 原則 (2点)
売上げに係る消費税額のうちそれぞれの事業に係る消費税額にそれぞれのみなし仕入率を乗じて計算した金額の合計額の占める割合とする。
ロ 特例 (2点)
次のそれぞれの場合には、それぞれに掲げる割合をみなし仕入率とすることができる。
(a) その課税期間の課税売上高のうち特定一事業の課税売上高の占める割合が75%以上である場合には、その特定一事業のみなし仕入率
(b) その課税期間の課税売上高のうち特定二事業の課税売上高の占める割合が75%以上である場合には、売上げに係る消費税額のうち次の金額の合計額の占める割合
① その特定二事業のうち、みなし仕入率の高い事業の売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じて計算した金額
② 売上げに係る消費税額から①の事業に係る消費税額を控除した金額に特定二事業のうちみなし仕入率の低い事業のみなし仕入率を乗じて計算した金額
ハ 区分していない場合 (2点)
事業者が、課税資産の譲渡等 (特定資産の譲渡等に該当するものを除く。)について事業の種類ごとの区分をしていないものがある場合には、その区分をしていない事業のうち最も低いみなし仕入率の事業に係るものとして、みなし仕入率を適用する。

第 69 回税理士試験 消費税法 第二問 模範解答

問 1 ◎ 1 点 × 30 箇所 = 30 点

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)
基準期間における課税売上高	
$(614,241,600 - 301,884,000) \times \frac{100}{108} = 289,220,000$	
$\frac{289,220,000}{9} \times 12 = 385,626,660 \quad (385,626,666)$	
$385,626,660 > 10,000,000 \quad \therefore \text{納税義務あり} \quad \text{◎}$	

II 課税標準額に対する消費税額の計算

[課税標準額]

計 算 過 程	(単位：円)
不動産賃貸 (580,000◎ + 24,652,000 + 648,000◎) + 不動産販売 (684,550,000 - 475,630,000 + 615,620,000 - 330,000,000 + 53,168,000 - 27,400,000) + その他事業 44,674,000◎ + 雑収入 230,000 (※) ◎ = 591,092,000	
(※) 役員に対する低額譲渡 $50,000 < 230,000 \times 50\% = 115,000$ \therefore 低額譲渡に該当 \therefore 230,000	
$591,092,000 \times \frac{100}{108} = 547,307,407 \rightarrow 547,307,000$ (千円未満切捨)	
金額	547,307,000 円

[課税標準額に対する消費税額]

計 算 過 程	(単位：円)	金額	円
$547,307,000 \times 6.3\% = 34,480,341$		金額	◎ 34,480,341

[控除過大調整税額]

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	円
非課税売上げの未収賃貸料のため適用なし		◎ 0

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等

[課税売上割合]

計 算 過 程 (単位：円)	割 合
(1) 課税売上高 547,307,407	
(2) 非課税資産の輸出売上高等	
① 非課税資産の輸出売上高 300,000 ◎	
② 自己使用資産の輸出売上高 400,000 ◎	
③ ①+②=700,000	
(3) 非課税売上高	
不動産賃貸 (25,340,000 - 580,000 + 64,418,000 + 55,467,000 - 648,000 + 10,500,000 + 2,200,000◎)	
+ 不動産販売 (475,630,000 + 330,000,000 + 71,336,000 + 27,400,000) + 受取利息 142,530	
+ 出資持分売却 3,600,000◎ + 雑収入 180,000◎ = 1,064,985,530	
(4) 課税売上割合	
$\frac{(1)+(2)}{(1)+(2)+(3)} = \frac{548,007,407}{1,612,992,937} = 0.3397\cdots < 95\%$	◎ 548,007,407 円
∴ 按分計算が必要	1,612,992,937 円

[控除対象仕入税額]

計 算 過 程 (単位：円)
[課税仕入れ等の税額の合計額の計算]
(1) 区分経理及び税額
① 課税資産の譲渡等により要するもの
不動産賃貸 (378,000 + 560,000◎ + 540,000◎) + 不動産販売 (254,966,000◎ + 23,189,000)
+ その他事業 8,834,000 + 販売費管理費 80,000◎ = 288,547,000
$288,547,000 \times \frac{6.3}{108} = 16,831,908$
次ページへ続く

[控除対象仕入税額] (続き)

計 算 過 程	(単位：円)
<p>② その他の資産の譲渡等にのみ要するもの</p> <p>不動産賃貸 (1,728,000 + 4,174,200 + 3,240,000) + 不動産販売 5,500,000◎ = 14,642,200</p> $14,642,200 \times \frac{6.3}{108} = 854,128$	
<p>③ 共通して要するもの</p> <p>不動産賃貸 (5,362,000 + 2,700,000 + 4,860,000) + 不動産販売 800,000◎</p> <p>+ 販売費管理費 (2,430,000 - 30,000◎ + 2,940,800 - 80,000 + 120,000 + 23,760◎ + 24,543,560)</p> <p>= 43,670,120</p> $43,670,120 \times \frac{6.3}{108} = 2,547,423$	
<p>④ 合計</p> <p>288,547,000 + 14,642,200 + 43,670,120 = 346,859,320</p> $346,859,320 \times \frac{6.3}{108} = 20,233,460$	
<p>(2) 個別対応方式</p> $16,831,908 + 2,547,423 \times \frac{548,007,407}{1,612,992,937} = 17,697,383$	
<p>(3) 一括比例配分方式</p> $20,233,460 \times \frac{548,007,407}{1,612,992,937} = 6,874,230$	
<p>(4) 有利判定</p> <p>(2) > (3) ∴ 17,697,383</p>	
<p>[調整対象固定資産に係る控除税額の調整の計算等]</p>	
<p>(1) 調整対象固定資産の判定</p> <p>ゴルフ場利用株式 $3,672,000 \times \frac{100}{108} = 3,400,000 \geq 1,000,000$ ∴ 該当 ◎</p> <p>営業用車両 $(1,650,000 - 153,000) \times \frac{100}{108} = 1,386,111 \geq 1,000,000$ ∴ 該当 ◎</p> <p>応接セット $(1,180,000 - 110,000) \times \frac{100}{108} = 990,740 < 1,000,000$ ∴ 該当しない ◎</p>	
<p>(2) 課税売上割合が著しく変動した場合の控除税額の調整</p>	
<p>① 仕入れ等の課税期間の課税売上割合</p> $(835,919,320 - 95,332,000) \times \frac{100}{108} = 685,729,000$ $\frac{685,729,000}{685,729,000 + 95,332,000} = \frac{685,729,000}{781,061,000} = 0.8779\dots$	
<p>② 通算課税売上割合</p> <p>イ 仕入れ等の課税期間の課税売上割合</p> $\frac{685,729,000}{781,061,000}$	

次ページへ続く

[控除対象仕入税額] (続き)

計 算 過 程	(単位：円)
<p>ロ 前々課税期間の課税売上割合</p> $\frac{289,220,000}{289,220,000+301,884,000} = \frac{289,220,000}{591,104,000}$ <p>ハ 前課税期間の課税売上割合</p> $(1,081,998,360-815,436,000) \times \frac{100}{108} = 246,817,000$ $\frac{246,817,000}{246,817,000+815,436,000} = \frac{246,817,000}{1,062,253,000}$ <p>ニ 当課税期間の課税売上割合</p> $\frac{548,007,407}{1,612,992,937}$ <p>ハ 通算課税売上割合</p> $\frac{685,729,000+289,220,000+246,817,000+548,007,407}{781,061,000+591,104,000+1,062,253,000+1,612,992,937} = \frac{1,769,773,407}{4,047,410,937} = 0.4372\dots$ <p>③ 著しい変動の判定 (判定◎)</p> $\frac{0.8779\dots - 0.4372\dots}{0.4372\dots} \geq 50\%$ <p>$0.8779\dots - 0.4372\dots \geq 5\% \quad \therefore$ 著しい減少</p> <p>④ 調整税額</p> <p>イ 調整対象基準税額</p> <p>ゴルフ場利用株式 $3,672,000 \times \frac{6.3}{108} = 214,200$</p> <p>営業用車両 $(1,650,000-153,000) \times \frac{6.3}{108} = 87,325$</p> <p>ロ 仕入れ等の課税期間の控除税額</p> $214,200 \times \frac{685,729,000}{781,061,000} + 87,325 \times \frac{685,729,000}{781,061,000} \times 3 = 418,053$ <p>ハ 通算課税売上割合による控除税額</p> $214,200 \times \frac{1,769,773,407}{4,047,410,937} + 87,325 \times \frac{1,769,773,407}{4,047,410,937} \times 3 = 208,210$ <p>ニ 調整税額</p> <p>ロ-ハ=209,843 (控除) ◎</p>	円
<p>[控除対象仕入税額の計算]</p> <p>17,697,383-209,843=17,487,540</p>	<p>金 額</p> <p>◎ 17,487,540</p>

IV 差引税額の計算

[差引税額]

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	円
$34,480,341 - 17,487,540 = 16,992,801 \rightarrow 16,992,800$ (百円未満切捨)	◎	16,992,800

V 中間納付税額の計算

[中間納付税額]

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	円
(1) 1月中間申告 $\frac{14,805,000}{12} = 1,233,750 \leq 4,000,000 \quad \therefore \text{適用なし}$		
(2) 3月中間申告 $\frac{14,805,000}{12} \times 3 = 3,701,250 > 4,000,000 \quad \therefore \text{適用あり}$		
(3) 中間納付税額 $3,701,200 \text{ 円 (百円未満切捨)} \times 3 = 11,103,600$	◎	11,103,600

VI 納付税額の計算

[納付税額]

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	円
$16,992,800 - 11,103,600 = 5,889,200$	◎	5,889,200

問2 ◎1点×20箇所=20点

I 第1期（自平成29年9月1日至平成30年3月31日）の納税義務の有無の判定

（単位：円）

(1) 基準期間における課税売上高

設立事業年度のため基準期間がない事業年度 ◎

(2) 特定期間における課税売上高

設立事業年度のため特定期間がない事業年度 ◎

(3) 新設法人の納税義務の免除の特例

資本金 3,000,000 < 10,000,000 ◎

∴ 新設法人に該当しない。

(4) 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例

① 特定要件

A 100% > 50% ∴ 該当する ◎

② 乙社課税売上高

$$(507,000,000 + 162,000,000) \times \frac{100}{108} = 619,444,444$$

$$\frac{619,444,444}{12+4} \times 12 = 464,583,324 \leq 500,000,000 \text{ ◎}$$

③ 丙社課税売上高

イ 平成27年2月1日～平成28年1月31日

$$388,000,000 \times \frac{100}{108} = 359,259,259$$

$$\frac{359,259,259}{12} \times 12 = 359,259,252 \leq 500,000,000 \text{ ◎}$$

ロ 平成28年2月1日～平成29年1月31日

$$501,000,000 \times \frac{100}{108} = 463,888,888$$

$$\frac{463,888,888}{12} \times 12 = 463,888,884 \leq 500,000,000 \text{ ◎}$$

∴ 特定新規設立法人に該当しない

∴ 納税義務なし ◎

II 第2期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）の納税義務の有無の判定

（単位：円）

(1) 基準期間における課税売上高

設立2期目のため基準期間がない事業年度 ◎

(2) 特定期間における課税売上高

前事業年度 7月 ≤ 7月

∴ 短期事業年度

∴ 前々事業年度がないため特定期間がない事業年度

◎

(3) 新設法人の納税義務の免除の特例

資本金 3,000,000 < 10,000,000 ◎

∴ 新設法人に該当しない。

(4) 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例

① 特定要件

A 100% > 50% ∴ 該当する ◎

② 乙社課税売上高

イ 平成28年4月1日～平成28年7月31日

$$162,000,000 \times \frac{100}{108} = 150,000,000$$

$$\frac{150,000,000}{4} \times 12 = 450,000,000 \leq 500,000,000 \text{ ◎}$$

ロ 平成28年8月1日～平成29年7月31日

$$536,000,000 \times \frac{100}{108} = 496,296,296 \text{ 円}$$

$$\frac{496,296,296}{12} \times 12 = 496,296,288 \leq 500,000,000 \text{ ◎}$$

③ 丙社課税売上高

イ 平成28年2月1日～平成29年1月31日

$$501,000,000 \times \frac{100}{108} = 463,888,888$$

$$\frac{463,888,888}{12} \times 12 = 463,888,884 \leq 500,000,000 \text{ 円 ◎}$$

ロ 平成29年2月1日～平成30年1月31日

$$550,000,000 \times \frac{100}{108} = 509,259,259$$

$$\frac{509,259,259}{12} \times 12 = 509,259,252 > 500,000,000 \text{ ◎}$$

∴ 特定新規設立法人に該当

∴ 納税義務あり

Ⅲ 第3期（自平成31年4月1日至令和2年3月31日）の納税義務の有無の判定

(単位：円)

(1) 基準期間における課税売上高

$$\frac{5,800,000}{7} \times 12 = 9,942,852 \leq 10,000,000 \quad \text{◎}$$

(2) 特定期間における課税売上高

$$\text{① } 17,800,000 \times \frac{100}{108} = 16,481,481 \quad \text{◎}$$

$$\text{② } 11,000,000 \quad \text{◎}$$

$$\text{③ } \text{①} > \text{②} \quad \therefore 11,000,000$$

$$11,000,000 > 10,000,000$$

$$\therefore \text{納税義務あり} \quad \text{◎}$$

第69回税理士試験 消費税法解答速報（令和元年8月7日 現在）

解答は、弊社独自の見解に基づき作成するもので、主催者の解答を保証するものではありません。

また、解答は予告なく変更することがあります。

【講評】

〔第一問 問1〕

輸出免税制度及び自己使用資産の輸出について問われた問題でした。

輸出免税制度については、「輸出取引等の範囲」及び「適用要件」は解答できたと思います。しかし、「輸出証明」については、問題文において「取引の態様ごとに」と書かれていたため解答することは難しいです。ここで「本邦からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付けについては、輸出許可書を保存」と解答していれば得点の上積みができたと思います。

また、輸出免税制度の採用理由は「消費地課税主義」と「国際競争力の低下防止」がキーワードとなります。

以上より第一問問1では、14点～16点の得点が合否ラインになると思われます。

〔第一問 問2〕

簡易課税制度について問われた問題でした。

(1)については、問題文の指示をよく読み取り、問題内容に合わせて解答していただければ得点できる問題となっていました。

(2)については、事業区分を正確に解答することは難しかったと思いますが、「卸売業」、「小売業」、「製造業・建設業」、「サービス業」、「その他」と言った単語での解答であっても部分点はもらえると思います。

(3)については、解答については理論集のとおり解答しておらず、計算内容を思い出しながら作文をしていただいても大丈夫です。

以上より第一問問2では、17点～20点の得点が合否ラインになると思われます。

〔第二問 問1〕

不動産業の総合計算問題でした。

売上げ取引の区分、課税仕入れの計上時期がポイントになると思われますが、いずれも基本的事項としますのでこれらを正答し、調整対象固定資産による控除税額の調整前までは正答していただきたいです。

ただし、調整対象固定資産の控除税額の調整は、複数の調整対象固定資産による計算となりますので非常に難易度の高い問題となりますので正答できていなくても大丈夫と思います。

以上より第二問問1では、22点～25点の得点が合否ラインになると思われます。

〔第二問 問2〕

特定新規設立法人の納税義務の免除の特例の個別問題でした。

特殊関係法人の範囲を正しく判定できたかどうか、また、課税売上高を計算する計算期間が正しく判定できたかどうかポイントとなります。しかし、いずれも難易度の高い内容となりますのでこれらを正答することは難しかったと思います。ここでは、基準期間の判定、特定期間の判定、新設法人の判定、特定要件の判定が合否のポイントになると思います。

以上より第二問問1では、11点～13点の得点が合否ラインになると思われます。

〔全 体〕

上記内容より合否のボーダーラインは以下のようになります。

	第一問 問1	第一問 問2	第二問 問1	第二問 問2	得点合計
最低ライン	14点	17点	22点	11点	64点
確実ライン	16点	20点	25点	13点	74点

第70回税理士試験対策 WEB 講座のご案内

第69回税理士試験の受験お疲れ様でした。今年の本試験が終わると、多くの方は来年度、第70回税理士試験受験に向けた準備を始められることと思います。

ネットスクールでは、8月後半より2020年度(第70回)税理士試験に向けた科目選びや講座選びに役立つイベントをインターネット上で無料配信致します。WEB講座や解答速報会と同じシステムを使うので、リアルタイムでご参加頂くと、チャットを通じて講師に直接相談や質問をすることも可能です。

第70回税理士試験対策 WEB 講座無料イベントスケジュール

※都合により予告なく変更となる場合がございます。ご了承ください。

月	火	水	木	金	土	日	
8/5	6	7	8	9	10	11	
	← 第69回税理士試験本試験 →						
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
	← 科目別 WEB 講座無料説明会(20:00~) →						
	法人税法	消費税法	簿記/財表	相続税法			
	← WEB 講座開講前無料オリエンテーション(20:00~) →						
26	27	28	29	30	31	9/1	
	簿記/財表	法人税法	消費税法	相続税法			
	← WEB 講座開講無料体験講義(20:00~) →						
2	3	4	5	6	7	8	
	簿記論	法人税法		財務諸表論	相続税法		
9	10	11	12	13	14	15	
	← WEB 講座開講無料体験講義(20:00~) →						
		消費税法					
※ 国税徴収法は、以下の日付よりオンデマンド配信を行う予定です。 無料説明会: 8/23(金) オリエンテーション: 8/26(月)							

WEB講座の特長

インターネットで授業配信

講義はインターネットを通じて行います。パソコンとWEB環境があれば、自宅でも会社でも受講可能です(事前に環境の確認ができます)。

Live配信とオンデマンド配信のハイブリッド配信で安心

基本的に授業は決まった曜日・時間に生講義を配信します。Live配信なので、チャットを使って講師に質問することも可能です。

また、配信した講義はすべて収録し、翌日以降オンデマンド(録画)配信します。見逃した講義はもちろん、復習のために何度も受講可能です。(開講後のお申込みもOK)

合格サポートもバッチリ!

疑問や不安があるときは、どんどんご質問ください。講義中のチャットはもちろん、電話やメール、受講生専用SNS「学び舎」などのサポート手段をご用意しています。

スマホでの受講や倍速再生で効率的な学習が可能

WEB講座はパソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット端末(対応機種)でも受講できます。また、オンデマンド配信されている講義は1.5倍/2.0倍速での再生にも対応しているので、忙しい方でも効率的に学習できます。


パソコンでの受講画面イメージ⇒

1 講師画面
講義を行う講師の表情・動きを表示する画面です。

2 チャット画面
Live講義中の講師へのメッセージを表示します。

3 ホワイトボード画面
板書画面です。ここに講師が書き込みながら講義を進めます。

4 アンケートボタン
Live講義中、講師が投げかけた質問に回答するボタンです。



【WEB講座ショッピングクレジット金利無料キャンペーンのお知らせ】

3万円以上のWEB講座のお申し込みでご利用頂けるショッピングクレジット(分割払い)の金利を、2019年9月9日(月)正午までの期間限定でネットスクールが全額負担いたします! この機会をお見逃しなく!

イベントやWEB講座の詳細、受講のお申込はネットスクールホームページをご覧ください。皆様のご受講、お待ちしております。

<https://www.net-school.co.jp/> or 『ネットスクール』で検索!